

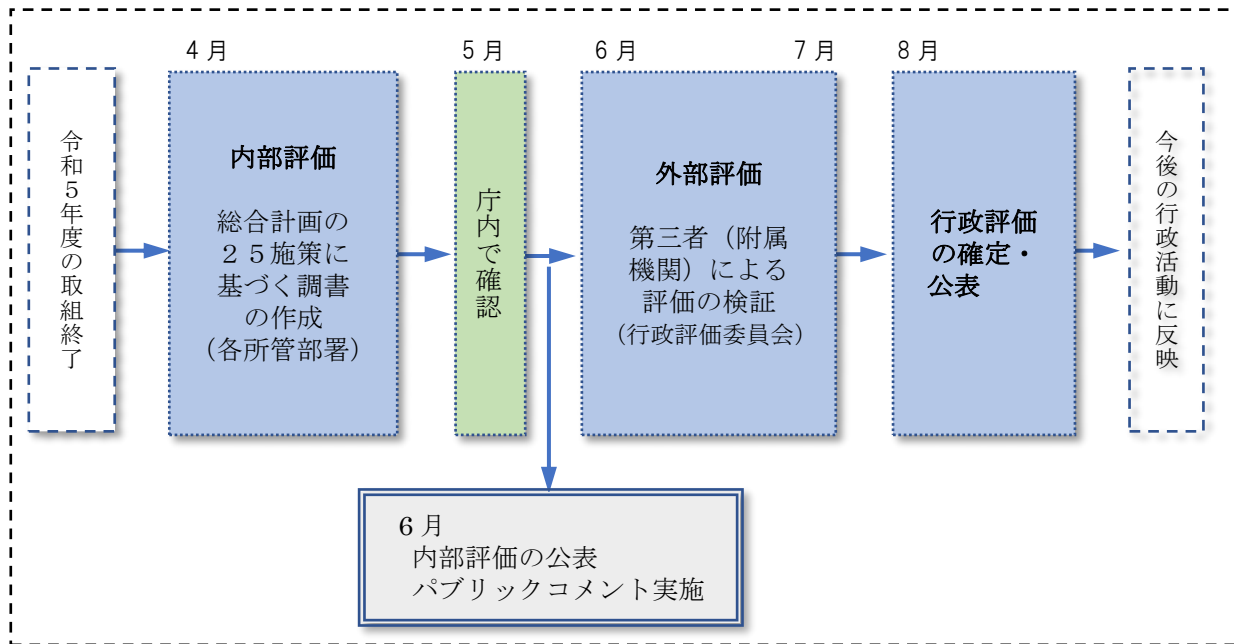
行政評価のながれと委員会の役割について

1 行政評価のながれ

本市の行政評価は、年度ごとに定める行政評価計画に基づき、概ね以下のような過程で評価～施策反映（PDCA）のサイクルを回していく仕組みとしています。

2 行政評価委員会の役割

《令和6年度の場合》



三田市行政評価委員会の役割は、「三田市附属機関の設置に関する条例」第2条（担当事務）、「三田市行政評価条例」第5条第3項（評価の実施手順）等に定められていますが、より具体的に表すと、次のような内容を実施いただくこととなります。

第5次総合計画に掲げる25施策について

進捗度合に応じた3段階評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ A：良好な進捗 ・ B：標準的な進捗 ・ C：今後の取り組みに期待
協議によりヒアリング対象施策を決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策を所管する部署へのヒアリングを行う。 ・ 今後の取り組みに向けた助言等について検討する。

➤ 次の視点により、評価等をご検討いただきます。

- 第5次三田市総合計画の実現に向けて適切な方法がとられているか。
- 指標等の進捗は適切か。
- 見逃されている、過小評価されている課題はないか。
- 今後の展開方向は、本市の特性や状況に応じた適切なものとなっているか。

<裏面をご確認ください>

3 評価作業の手順

(1) 3段階評価の検討

第1回の委員会までに、各委員による25施策及び交付金活用事業について、3段階（A・B・C）評価を行い、各施策への質問項目をまとめる。集計した評価・質問事項等を基に協議を行い、次回以降にヒアリングを実施する施策を決定する。

(2) ヒアリングの実施

第1回委員会においてヒアリングを実施することとした施策について、次回以降にヒアリングを実施するとともに、質問への回答内容と併せ3段階の評価区分や助言について協議を行い、施策の結果を取りまとめる。

(3) 評価結果と答申の取りまとめ

事前評価・ヒアリング及び質問への回答内容を基に協議を行い、3段階評価区分を決定し、答申のとりまとめを行い、外部評価を確定する。